

# 全商品類型共通の「工場の環境法規等順守」基準項目 に関する認定要件等の改定について

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

全商品類型共通の「工場の環境法規等順守」基準項目については、今までに事務局に意見・要望等が寄せられていたが、昨今の状況をふまえて審査委員会・類型・基準制定委員会において検討を行い以下のとおり改定することとした。

## 1. 改定の背景

- ・ エコマークでは全商品類型で、「申込時から遡り5年間の環境法規等の順守」という基準項目を設定している。
- ・ 申込時より過去5年間に環境法規等の違反があった場合、違反の軽重や適正な改善と再発防止策の実施などに関わらず、一律に違反判明時から5年間にわたって、当該工場に係る商品の新規申込を受付けないこととしている。自主的に地方公共団体に報告し、是正しているケースも増えてきており、エコマークでの法令順守の取扱は、他の法律による業務停止命令、指名停止、免許等の欠格期間などに比べ、かなり厳しいものとなっている。
- ・ 一方、認定後(使用契約中)の違反については、「エコマーク使用契約書」第24条で「直ちに認定の取り消しと使用契約の解除を行うことができる」と規定しているが、当該条項の申込者への周知徹底が不十分であり、抑止力として機能していないと考えられる。
- ・ ISO14024「タイプI環境ラベル」では、「5.3 法規との関連」として、「ライセンスの許可と維持には、申請者による環境法規及び他の関連する法規の遵守が必須条件とされなければならない」と定めており、国際整合性(ISO14024に準拠)を踏む必要がある。
- ・ また、認定基準への適合を確保するため、申込者等が過去に重大なエコマーク認定基準への違反を行った経歴がある場合には、製造方法・管理方法の見直し等の是正措置に関する資料を求め、これが十分でない認められる場合は、新規認定を行わないこととする必要がある。

## 2. 改定の方針

- ・ 申込にあたって認定取得時と契約期間内は、環境法規及び他の関連する法規を順守することを認定要件とする。
- ・ その際に、過去5年間の環境法規などの順守状況の報告を求め、当該期間内に違反があった場合には、適正な改善と再発防止策が既に講じられているケースにおいて、事務局による適正な管理状況等の確認(必要に応じて、審査時に現地確認を実施)や当該違反の軽重等を総合的に判断し、審査委員会が順守できると判断した場合には、認定要件を満たすものとし、5年を待たずエコマークに参加する機会を与えることとしたい。
- ・ また、契約中に環境法規などに違反した場合、エコマーク事務局は認定を直ちに停止する。その後、前項同様、適正な改善と再発防止策の実施状況、事務局による現地監査等を通じた管理状況の確認などを総合的に判断し、再発の恐れがないと審査委員会が判断した場合は認定を再開する。ただし、違反の状況が改善されない場合、あるいは繰り返し発生した重大な違反など、再発の恐れがあると認められるときは、エコマーク使用契約第24条に基づき、認定を取り消すと同時に使用契約を解除する。
- ・ 過去に環境法規等の重大な違反、又はエコマーク認定基準への違反を行った申込者等については、再発防止のための是正措置等が十分でない認められた場合には、「エコマーク事業実施要領 第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」に該当し認定しないこととする。

### 3. 具体的な改定案

#### 1) 現行の基準項目(各認定基準共通)

製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などへの違反が過去5年間ないこと。

##### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規などを、申込時より過去5年間順守し、違反などのないことについて製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

#### 2) 改定案(各認定基準共通)

申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

##### 【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3) 記録文書の保管について定めたもの
  - 4) 再発防止策(今後の予防策)
  - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

#### < 申込書等への記載事項 >

\*エコマーク事務局は、認定審査にあたり、必要に応じて本社・工場などの現地確認(立ち入り調査)を行います。

環境法規等の違反があった場合には、当該違反の事実に対する適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびに事務局による適正な管理状況等の確認(必要に応じて、審査時の現地確認を実施)などを総合的に判断し、今後環境法規などを順守できると審査委員会が判断した場合には、エコマーク商品の認定要件を満たすものとします。

また、認定後(エコマーク使用契約中)に環境法規等に違反した場合、エコマーク事務局は認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびに事務局による現地監査等を通じた適正な管理状況等の把握などを総合的に判断し、再発の恐れがないと審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。

ただし、違反の状況が改善されない場合、あるいは繰り返し発生した重大な違反など、再発の恐れがあると認められるときは、エコマーク使用契約第24条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。

また、過去に環境法規等の重大な違反、又はエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

#### 4. 改定日(予定):2008年8月21日

#### <参考>

##### 1. 行政処分、行政指導について

審査委員会での過去の認定審査では、行政指導も含め「文書での指導」があれば、環境法規違反として扱っていた。なお、過去5年以内に行政処分を受けた工場で製造された商品に対して、認定審査を行った事例はない。

	行政手続法での定義	事務局補足
処 分	行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。	許可取消し・停止命令、改善命令などで、行政指導より違反の程度が重い。
行政指導	行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。	指導、勧告、注意、口頭での指導など これまでは便宜的に文書による指導・処分を環境法規違反として扱っていた。

##### 2. 「エコマーク使用契約書」

(本契約の解除)

第24条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙に対する何らの通知・催告等を要することなく、直ちにエコマーク認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一一 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき

記入表

財団法人日本環境協会  
 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

発行日：	20	年	月	日
(会社名)				
(工場名)				印
(責任者名)役職名	氏名	(社印を捺印)		
工場住所：				
TEL	：			

- \* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）
- \* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

1. 申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。 **別紙一覽提出可**）

工場に関連する環境法規等の名称	備考
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	
<input type="checkbox"/> 振動規制法	
<input type="checkbox"/> 悪臭防止法	
<input type="checkbox"/> その他：	

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：〇〇県〇〇環境保全条例、〇〇市公害防止協定）

2. 本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。  
 （該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します。**）

- 過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。
- 創業（      年）以来、関連する環境法規等の違反はありません。
- 過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し等)
1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3)記録文書の保管について定めたもの
4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- 過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

以上